

第11章 経過観察

1. 経過観察の考え方

「旧弘道館」の保存・活用の目標の実現に向けて、保存（保存管理）や活用に関する調査や実施結果を記録として蓄積する。そして、それらの記録を基に「旧弘道館」に負の影響を与える要因が明らかになった場合は、関係する機関等と連絡調整を行い、要因の除去に必要な対策として必要な整備等を検討する。

保存（保存管理）に関する事項の状況把握としては、現状変更や維持管理の実施内容等の記録を蓄積する。活用に関する事項の状況把握としては、利用者数やイベント等の活用状況の記録を蓄積するとともに、来訪者のニーズを管理・運営に反映していくためのアンケート等による利用実態調査を定期的に実施する。

経過観察による保存・活用状況や事業の進捗状況の評価を踏まえて、本計画の内容を変更する必要が生じた場合には、適宜計画の見直しを行う。

2. 経過観察の方法

①保存（保存管理）に関する事項の状況把握

調査・記録等の内容	方法
現状変更の状況記録	現状変更の許可申請の記録
維持管理の状況記録	施設の補修、植物管理、設備点検等の維持管理記録
調査・研究の推進の状況記録	史料・発掘調査等の実施記録
市民参加の状況記録	保存管理への市民参加の記録

②活用に関する事項の状況把握

調査・記録等の内容	方法
情報提供・利用の促進状況の把握調査	有料開放区域や公園利用者を対象とした利用実態調査（アンケート等）
利用状況記録	有料開放区域の利用者数の記録
イベント等の活用の状況記録	イベントの実施記録
学校教育・社会教育への活用の状況記録	学校教育の課外授業の実施記録 シンポジウムや講座等の実施記録